

(4) 確認の訴えの利益（確認の利益）

* 確認の利益の必要性

確認の訴えにおける確認の対象（訴訟物）は、理論的には無限定である。また、確認判決は、給付判決と異なる執行力をもたず、既判力だけで紛争が実効的に解決する場合は限定される。そこで、とくに確認の訴えにおいては、裁判所および被告の負担軽減の見地から、確認の利益をもって、本案判決をすることの必要性および実効性のある訴えに絞りこむ必要が大きい。

* 3つの要件

具体的に確認の利益があるか否かは、①確認対象として選択した訴訟物が紛争解決にとって有効適切か（確認対象の選択の適否）、②当該紛争が確認判決によって即時に解決する必要があるほど現実の危険ないし不安があるか（即時確定の必要性）、③確認訴訟という手段を選ぶことが紛争解決にとって有効適切か（方法選択の適否）という3つの観点から判断すべきである。

ア 確認対象の選択の適否

当事者が選択した確認対象（訴訟物）が、紛争解決にとって有効適切なものでなければならない。一般論としては、「自己の現在の事実ないし法律関係の積極的確認請求」が有効適切である。

(ア) 過去の事実や法律関係の確認の訴えの利益が認められるか。確認の対象は現在の事実ないし法律関係でなければならず、過去の事実や法律関係の確認の訴えは、原則として認められない。なぜなら、その後の法律関係の変動の可能性が常に存在する以上、現在の紛争解決に役立つとは限らないからである。もっとも、現在の権利関係を個別的に確定しても、必ずしも紛争の抜本的な解決をもたらさず、むしろ、それらの権利関係を基礎づけている過去の基本的な法律関係を確定するほうが、現在の紛争の直接的かつ抜本的な解決のために最も有効適切と認められるような場合には、確認の利益が認められる。

* 過去の法律関係と確認の利益

例えば株主総会決議無効のような過去の法律関係の確認に訴えの利益があるか。確認の対象は、現在の事実ないし法律関係でなければならず、過去の事実や法律関係の確認は、原則として認められない。過去の事実や法律関係の確認をしても紛争の抜本的解決にならないことが多く、また、その後の法律関係の変動の可能性が常に存在する以上、現在の紛争解決に役立つとは限らないからである。しかし、次の例外がある。

① 証書真否確認の訴え（134条）

法律関係を証する書面（例えば、契約書、遺言書）について、真否（作成者の意思に基づく作成か）を確認する訴えであり、原告の権利・地位の危険・不安がもつばらその書面の真否にかかっている場合に限り認められる。

② 過去の法律関係を確定するほうが紛争の直接的抜本的解決に役立つ場合（解釈）。

現在の権利関係を個別的に確定しても、必ずしも紛争の抜本的な解決をもたらさず、むしろ、それらの権利関係を基礎づけている過去の基本的な法律関係を確定するほうが、現在の紛争の直接的か

つ抜本的な解決のために最も妥当と認められるような場合は、確認の利益が認められる（判例・通説）。

<判例>

- ① 株主総会決議無効確認の訴えにおいて、過去の決議が根本となって多くの紛争が現在派生している場合には、確認の利益が認められる（最判昭38.8.8）。
- ② 遺言者死亡後の遺言無効確認の訴えにおいて、過去の遺言の無効を確認することにより現在ある特定の法律関係の不存在の確認を求めるものと解される場合で原告がかかる確認を求めるにつき法律上の利益を有するときは、審理の対象は明確であり、かつ遺言の有効無効を判示することにより紛争解決機能が果たされるから、確認の利益が認められる（最判昭47.2.15）。
- ③ 確認の訴えは通常は紛争の直接の対象である現在の法律関係の確認を求めべきであるが、その基本となる法律関係を確定することが紛争の直接的かつ抜本的な解決のために最も適切かつ必要な場合には、基本的な法律関係の確認を求める訴えも許される。したがって、学校法人の理事会決議無効確認の訴えには確認の利益が認められる（最判昭47.11.9、なお最判平16.12.24も同旨）。
- ④ 親子の一方が死亡した後の親子関係確認においても、紛争が抜本的に解決する場合は、確認の利益が認められる（最判昭45.7.15）。

◆最判昭和30年5月20日

判旨：訴訟代理委任状は法律関係を証する証書ではあるが、「訴訟代理権の有無はそれが問題となる当該訴訟においてこれを審判すべきであり、またそれをもって足るのであって、別訴を提起して訴訟代理権の存否確認を求めることは、確認の利益を欠き許しえないことは当裁判所の判例とするところである。そしてこの理は訴訟代理権を証すべき書面の真否確認を求める訴訟についても同様であるといわなければならない。けだし、訴訟代理権を証すべき書面の真否確認を求める目的は訴訟代理権の存否を明確にするにあるのであって、訴訟代理権の存否確認を求める別訴が確認の利益を欠く以上、その存否確定に資すべき訴訟代理権を証すべき書面の真否確認を求める別訴も当然確認の利益を欠くものと認むべきだからである。」

◆最判昭和47年2月15日／百選23

判旨：「いわゆる遺言無効確認の訴は、遺言が無効であることを確認するとの請求の趣旨のもとに提起されるから、形式上過去の法律行為の確認を求めることとなるが、請求の趣旨がかかる形式をとっていても、遺言が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の特定の法律関係が存在しないことの確認を求めるものと解される場合で、原告がかかる確認を求めるにつき法律上の利益を有するときは、適法として許容されうるものと解するのが相当である。けだし、右の如き場合には、請求の趣旨を、あえて遺言から生ずべき現在の個別的な法律関係に還元して表現するまでもなく、いかな

る権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはなく、また、判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的法律行為たる遺言の無効の当否を判示することによって、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らかだからである」。

* 基本的な法律行為については、即時確定の利益があれば確認の利益を認める趣旨である。

(イ) 自己の権利の存在の積極の確認を求めるときは、原則として、相手方の権利の不存在の消極の確認を求めべきではない。なぜなら、相手方の権利の消極の確認（例えば、被告の所有者の不存在の確認）を求めても、自己の権利の積極の確認（例えば、原告の所有権の存在の確認）にはならず、紛争の抜本的解決にならないからである。例外的に、原告が目的物の占有も登記もしており、物上請求の必要がない場合には、相手方の所有権の消極の確認で足りる。

(ウ) 当事者（原告・被告）間の法律関係の確認には訴えの利益がある。もっとも、他人間の法律関係の存否の確認でも、当事者間の紛争の抜本的解決につながる限り、訴えの利益を認めてよい。例えば、順位2番の抵当権者の、1番抵当権者および債務者を共同被告とする両者間の抵当債務不存在確認の訴えは、自己の順位上昇による1番抵当権者たる地位の危険を除去するから、確認の利益が認められる。

* 遺産確認の訴え

遺産確認の訴えに訴えの利益が認められるかについては、確認対象の選択の適否が問題である。

- ① まず、この訴えは過去の法律関係の確認ではないか。だとすれば、紛争解決の実効性がないことが多いから、原則として訴えの利益は認められない。遺産確認の訴えについては、当該遺産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあるという現在の法律関係の確認を求める訴えと構成すべきである。したがって、この訴えは、過去の法律関係の確認ではなく、現在の法律関係の確認である
- ② 次に、共同相続人は自己の共有持分の確認を求めべきではないか。そうだとすると、確認対象の選択を誤っており、訴えの利益が認められない。遺産分割審判手続中に先の判決と異なった主張を許さず、また審判の効力が後に覆されないようにするためには、遺産の帰属自体に既判力を及ぼす必要がある。それが可能なのは遺産確認の訴えであるから、この訴えは紛争解決に最も有効適切なものといえる。
- ③ よって、この訴えは確認対象の選択は有効適切であり、訴えの利益が認められると解する（最判昭61.3.13）。

◆最判昭和61年3月13日／百選24

判旨：「遺産確認の訴えは、右のような共有持分の割合は問題にせず、端的に、当該財産が現に被相続人の遺産に属すること、換言すれば、当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあることの確認を求める訴えであって、その原告勝訴の確定判決は、当該財産が遺産分割の対象たる財産であることを既判力をもって確定し、したがって、これに続く遺産分割審判の手續において及びその審判の確定後に当該財産の遺産帰属性を争うことを許さず、もって、原告の前記意思によりかなった紛争の解決を図ることができるところであるから、かかる訴えは適法というべきである」

◆最判平成12年2月24日／百選25

判旨：「具体的相続分は、このように遺産分割手續における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、それ自体を実体法上の権利関係であるということとはできず、遺産分割審判事件における遺産の分割や遺留分減殺請求に関する訴訟事件における過留分の確定等のための前提問題として審理判断される事項であり、右のような事件を離れて、これのみを別個独立に判決によって確認することが紛争の直接かつ抜本的解決のため適切かつ必要であるということとはできない。したがって、共同相続人間において具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠くものとして不適法であると解すべきである」

* 具体的相続分は、遺産分割の基準としての割合に過ぎず、遺産分割前に具体的な権利義務関係が成立しているわけではないと言う考えを前提としている判断である。これは具体的相続分自体の価格や割合が訴訟で確定されても、相続人・遺産の範囲や特別受益財産の範囲が変わったり、寄与分が定められた場合には、紛争の終局的な解決には結びつかないからである。

イ 即時確定の利益（紛争の切迫性、成熟性）

被告に対する関係で、原告の法律上の権利ないし地位について現実の不安があり、当事者間の紛争を確認判決によって即時に解決する必要がある場合でなければならない。一般論としては、現実的に原告の法律上の権利ないし地位に不安や危険があり、かつ相手方がこれを争っている場合に、確認の利益が認められる。

* 遺言者生存中の遺言無効確認の訴え

1. 原告たる遺言者生存中に、遺言の無効を受遺者に対して確認を求める訴えに、確認の利益が認められるか。①遺言は遺言者の死亡時に効力を生ずるものであり（民法985条）、原告が確認を求める法的地位は未確定な将来の権利関係である。また、②原告はいつでも自由に遺言の内容・効力を変動させることができる（民法1022条、1023条）。したがって、原告たる遺言者が生存中に、遺言無効を確認する必要性は乏しく、確認の利益は認められない（判例）。
2. 推定相続人が、被相続人の生存中に、被相続人・第三者間に対してする両者間の売買無効確認の訴えに、確認の利益が認められるか。推定相続人は被相続人の個々の財産につき権利を有しない（単な

る期待権)から、確認の利益は認められない(最判昭30.12.26)。

3. 心神喪失の常況にある遺言者が生存している間に、推定相続人が提起した遺言無効確認の訴えに、確認の利益が認められるか。たしかに、遺言者が心神喪失の常況にあるときは、事実上すでにした遺言を取り消すことはできない。しかし、遺言は遺言者の死亡によりはじめて効力を生ずるものであり(民法985条)、理論上遺言者はいつでもすでにした遺言を取り消すことができ(同1022条)、遺言者死亡前に受遺者が死亡したときは遺贈の効力は発生しない(同994条1項)から、遺言者生存中の受遺者の地位は、単に将来遺贈の目的物を取得できる事実上の期待を有する地位があるにすぎない。したがって、かかる場合にも、確認の対象となる権利または法律関係には該当しないから、確認の利益は認められないと解する(判例)。

◆最判昭和31年10月4日

事案：被上告人(遺言者)は、建物を上告人(受遺者)に遺贈する旨の遺言をしたが、被上告人(遺言者)の生存中に、遺言の無効確認を求めた。

判旨：「元来遺贈は死因行為であり遺言者の死亡によりはじめてその効果を発生するものであって、その生前においては何等法律関係を発生せしめることはない。それは遺言が人の最終意思行為であることの本質にも相応するものであり、遺言者は何時にても既になした遺言を任意取消し得るのである。従って一旦遺贈がなされたとしても、遺言者の生存中は受遺者においては何等の権利をも取得しない。すなわちこの場合受遺者は将来遺贈の目的物たる権利を取得することの期待権すら持っていないのである。それ故本件確認の訴は現在の法律関係の存否をその対象とするものではなく、将来被上告人が死亡した場合において発生するか否かが問題となり得る本件遺贈に基づく法律関係の不存在の確定を求めるに帰着する。しかし現在においていまだ発生していない法律関係のある将来時における不成立ないし不存在の確認を求めるといような訴が、訴訟上許されないものであることは前説示のとおりであって、本件確認の訴はその主張するところ自体において不適法として却下せざるを得ない。」

◆最判平成11年6月11日/百選26

事案：遺言者Y1の推定相続人Xは、遺言者Mと受遺者Y2を被告として、遺言者の生存中に、当該遺言がY1の意思無能力などにより無効であるとして、遺言の無効確認を求めた。

判旨：「遺言は遺言者の死亡により初めてその効力が生ずるものであり(民法985条1項)、遺言者はいつでも既にした遺言を取り消すことができ(同法1022条)、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときには遺贈の効力は生じない(同法994条1項)のであるから、遺言者の生存中は遺贈を定めた遺言によって何らの法律関係も発生しないのであって、受遺者とされた者は、何らかの権利を取得するものではなく、単に将来遺言が効力を生じたときは遺贈の目的物である権利を取得することができる事実上の期待を有する地位にあるにすぎない。したがって、このような受遺者とされる者の地位は、確認の訴えの対象となる権利又は法律関係には該当しないというべきである。」

遺言者が心神喪失の常況にあって、回復する見込みがなく、遺言者による当該遺言の取消し又は変更の可能性が事実上ない状態にあるとしても、受遺者とされた者の地位の右のような性質が変わるものではない。

- * 「即時確定の利益」は、①原告の地位に不安、危険があり、②その不安が現実性、切迫性を有する場合に認められる。本件において原告の抱えている不安は、「推定相続人である原告の相続する財産が減少する可能性」である。しかし、当該財産に係る原告のそのような法的地位が具体化・現実化しているのが問題となるのである。最高裁は「事実上の期待」しかないとして、即時確定の利益を否定した。

◆最判平成11年1月21日／百選27

事案：賃借人Xが前賃貸人に対して敷金を差し入れたと主張し、賃貸人たる地位を承継したYに対して、賃貸借契約の継続中に敷金返還請求権の存在確認の訴えを提起した。

判旨：「建物賃貸借における敷金返還請求権は、賃貸借終了後、建物明渡しがされた時において、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除しなお残額があることを条件として、その残額につき発生するものであって、賃貸借契約終了前においても、このような条件付きの権利として存在するものということができるところ、本件の確認の対象は、このような条件付きの権利であると解されるから、現在の権利又は法律関係であるということができ、確認の対象としての適格に欠けるところはないというべきである。また、本件では、上告人は、被上告人の主張する敷金交付の事実を争って、敷金の返還義務を負わないと主張しているのであるから、被上告人・上告人間で右のような条件付きの権利の存否を確定すれば、被上告人の法律上の地位に現に生じている不安ないし危険は除去されるといえるのであって、本件訴えには即時確定の利益があるということが出来る。したがって、本件訴えは、確認の利益があって、適法であり、これと同旨の原審の判断は是認することができる」

- * 本判決は、①条件付きとはいえ、現在の法律関係の確認であるとして、確認対象の選択は適切であり、②即時確定の利益もあるとして、確認の利益があるから、適法であるとした。但し、条件付き（現在の）権利と将来の権利の区別が明確にできるのかは微妙である。退職金請求権の確認請求の場合、その賃金の後払い的性格からは退職前でも確認対象の適格を肯定する余地がありうるように思われるが、裁判例は否定的なのである。
- * 本件では、賃料増額の具体的紛争が並行していたことが大きいと言われる。敷金を交付していたかどうかで賃料増額の上げ幅は異なりうる。従って、敷金交付の事実が決着しなければ、賃料増額の争いも決着しない関係にあったのである。
- * 将来の法律関係の確認が認められる場合もある。労働条件や雇用を変更することが近い将来において確実視される場合には、労働条件等がまだ変更されていない時点であっても変更が無効

であることの確認を求める訴えにつき、東京地裁平成19年3月26日（百選28事件）は、確認の利益があるとした。このように原告の不安・危険の現実度で考えるべきであろう。

ウ 方法選択の適否

確認訴訟という手段を選ぶことが、その他の訴訟類型よりも紛争解決にとって有効適切であることが必要である。

(ア) 給付の訴えや形成の訴えができる場合は、その給付請求権や形成権についての確認の利益は認められない。なぜなら、勝訴により執行力を得られる給付の訴えや形成力まで得られる形成の訴えによるほうが、権利関係の成否につき既判力しか認められない確認の訴えよりも有効適切であり、終局的な紛争解決をもたらすからである。

(次の例外がある)

- ① 給付判決を得ている請求権につき、時効完成猶予の必要がある場合、確認の利益が認められる。
- ② 基本たる権利ないし法律関係から多くの給付請求権が派生する場合、基本たる権利ないし法律関係の確認により紛争を抜本的に解決しうるから、確認の利益が認められる。例えば、(所有権に基づく)明渡請求・登記抹消請求などの給付請求が可能であっても、その先決となる所有権確認を求めることができる。

(イ) 同じ債務についての給付の訴えと債務不存在確認の訴えが、弁論の併合または反訴により同一裁判所に係属した場合、債務不存在確認の訴えは確認の利益を欠くから却下すべきである。

(ウ) 本案の判断の前提となる手続問題について別訴で確認を求める利益はない。

(5) 形成の訴えの利益（形成の利益）

ア 形成訴訟は、法律が一定の法律要件（形成要件）を個別的に定めているから、原則としてその要件をみたしていれば、訴えの利益が認められる。もっとも、事情の変化により、すでに形成判決がされたのと同じ効果が生じている場合には、訴えの利益が否定されることがある。

イ 一般的には、形成判決に将来効しかない場合は、形成対象が消滅すると、形成の訴えの利益は失われる。形成判決に遡及効が認められる場合も、形成対象が消滅すると、違法な処分を是正するという抽象的利益があるだけでは、形成の訴えの利益は失われるといえる。

ウ 具体例

(ア) 会社設立無効確認の訴えは、会社が解散し清算段階に入っている場合には、訴えの利益は失われる。なぜなら、設立無効の効果は遡及しないからである（会社法834条1号、839条）。

(イ) 役員選任の総会決議消訴訟中に、その役員がすべて任期満了により退任したときは、特別の事

情がない限り、訴えの利益が失われると解する(判例)。なぜなら、取消しの効果は遡及するが、すでに形成判決により求める法律状態が実現されており、取消しによる具体的な利益がないことが多いことからである。

◆最大判昭和28年12月23日

判旨：「実体法が訴訟上行使しなければならないものとして認めた形成権に基くいわゆる狭義の形成訴訟の場合にあっては、法律がかかる形成権を認めるに際して当然訴訟上保護の利益あるようその内容を規定しているのであるから、抽象的には所論のごとくその権利発生法定要件を充たす限り一応その訴は保護の利益あるものとい得るであろう。しかし、狭義の形成訴訟の場合においても、形成権発生後の事情の変動により具体的に保護の利益なきに至ることあるべきは多言を要しないところである。(例えば離婚の訴提起後協議離婚の成立した場合の如きである) また、被上告人は同年5月1日における皇居外苑の使用を許可しなかつただけで、上告人に対して将来に亘り使用を禁じたものでないことも明白である。されば、上告人の本訴請求は、同日の経過により判決を求める法律上の利益を喪失したものとわなければならない」

3. 当事者適格

(1) 意義

ア 当事者適格とは、当事者が申し立てた特定の訴訟物について、当事者として訴訟追行し、本案判決を求めうる資格をいう。

イ 民事訴訟は、公権的な紛争解決制度であるから訴訟経済の要請があり、原告が申し立てた特定の訴訟物について、訴えの利益があるとしても、当該当事者間では実効的な解決が得られない場合には本案判決前にそれを排除する必要がある。そこで、原告が申し立てた特定の訴訟物との関係で、本案判決をなすべき当事者かを選別するため、「当事者適格」という訴訟要件が設けられた。当事者の権能という意味で当事者適格を「訴訟追行権」ともいい、この資格ないし権能をもつ者を「正当な当事者」という。

ウ 他の概念との比較

(ア) 訴えの利益と当事者適格との関係

	訴えの利益	当事者適格
共通点	当事者が申立てた特定の請求との関係で紛争や解決の実効性を吟味する訴訟要件。	当事者が申立てた特定の請求との関係で紛争や解決の実効性を吟味する訴訟要件。
相違点	客対たる訴訟物を選別する要件	主体たる当事者を選別する要件

* 確認の訴えにおける当事者適格。確認の訴えにおいては、確認の利益は、特定された当事者間の紛争について解決の必要性や実効性を吟味するものであり、訴えの利益と当事者適格の判断は重複する(=確認の利益を有する者が正当な原告、その確認を必要ならしめている者が正当な被告となる)。